

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月10日
【会社名】	株式会社西武ホールディングス
【英訳名】	SEIBU HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 高志
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 (注) 本社業務は下記本社事務所において行っております。 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1(本社事務所)
【電話番号】	(04)2926-2645
【事務連絡者氏名】	取締役広報部長 西山 隆一郎
【最寄りの連絡場所】	埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1
【電話番号】	(04)2926-2645
【事務連絡者氏名】	取締役広報部長 西山 隆一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日
平成28年2月10日

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社である西武鉄道株式会社及び株式会社プリンスホテル（以下総称して「本件連結子会社」といいます。）は、旧西武鉄道株式会社の株式に関する有価証券報告書等の記載に関連する損害賠償請求訴訟（以下「本件損害賠償請求訴訟」といいます。）で本件連結子会社が負った債務に関して、堤義明氏との間で、同氏の損害賠償責任を果たしてもらうべく交渉しておりました。かかる交渉の結果、平成28年2月10日までに、本件連結子会社及びその他の一部の当社の連結子会社は、堤義明氏との間で、本件損害賠償請求訴訟で本件連結子会社が負った債務について同氏に対して有する求償債権及びその他の少額の請求権に関する契約を締結することを決定いたしました。また、堤義明氏以外にも本件連結子会社の旧経営陣4氏からも申し出があり、本件連結子会社は、堤義明氏及び当該旧経営陣4氏（以下、堤義明氏を含め5氏を総称して「旧経営陣」といいます。）との間で、本件損害賠償請求訴訟に関して本件連結子会社が旧経営陣に対して有する求償債権に関する同様の契約を締結することも決定いたしました（以下、これらの契約を総称して「本件契約」といいます。）。本件契約において、堤義明氏は、本件連結子会社が有する求償債権ならびに本件連結子会社及びその他の一部の当社の連結子会社が有する少額の請求権に対する債務の履行として、同氏が保有する当社の株式を売却して得られた対価から当該売却にともない課される所得税相当額等を控除した金額を本件連結子会社及びその他の一部の当社の連結子会社に対し支払うこととされるほか、旧経営陣は、自らが直接又は間接に保有する株式会社NWコーポレーション（以下「NW社」といいます。）の株式（議決権比率43.48%相当）を平成28年4月15日を異動予定日として本件連結子会社に対し譲り渡すこととされます。なお、旧経営陣には、本件連結子会社への債務弁済のための上記NW社株式の譲渡にともない、結果的に多額の所得税が課される見込みです。旧経営陣のほとんどの資産が今回の弁済に充てられるため、上記所得税等の支払原資に充てるべく、上記NW社株式の一部は本件連結子会社が買い取ることとされます。

当社は、本件契約に基づく、堤義明氏による本件連結子会社及びその他の一部の当社の連結子会社に対する現金の支払いならびに旧経営陣による本件連結子会社に対するNW社株式の譲渡に関して、平成28年3月期第4四半期連結会計期間において、25,555百万円の特別利益を計上する見込みとなりました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、平成28年3月期第4四半期の連結決算において、求償債権計上益25,555百万円を特別利益に計上する見込みとなりました。

以 上